



短期プライムレート引き上げで借入利率も上昇！？ 中小企業の金利上昇対策とは

2024年9月2日からおこなわれている主要行の短期プライムレート引き上げは、2007年3月以来、およそ17年半ぶりとなりました。短期プライムレートは企業の借入や住宅ローンなどにも多く採用されているため、企業経営や家計への影響が懸念されています。

短期プライムレート(短プラ)とは

金融機関が信用力の高い融資先へ貸付するときの最優遇貸出金利(期間1年未満)のことです。短期プライムレートは各金融機関がそれぞれ決めるため、一律ではありません。日銀が2024年7月30日、31日の金融政策決定会合において政策金利を0.25%程度へ引き上げることを決め、これを受けて金融機関が相次いで短期プライムレートを引き上げました。

政策金利を上げます



短期プライムレート引き上げによる中小企業への影響

短期プライムレートは企業の借入や住宅ローンの利率として広く採用されているため、引き上げによって預金・住宅ローン・企業経営などさまざまな分野に影響します。長期借入の利率の指標となる10年国債利回りが上昇しているため、今後、更に金利が上昇する可能性があると予測されています。

金利引き上げの影響を業種別でみると、不動産業や製造業などにマイナスの影響が大きいとみられています。

預金金利の引き上げ

預金が潤沢な企業は受取利息の増加という良い影響

設備投資・住宅取得などの鈍化

企業では設備投資を抑制あるいは先送り、個人では新規の住宅取得を先送りなどの影響

住宅ローン金利の上昇

変動金利型の住宅ローンの利率が上昇

支払利息の増加

借入金の支払利息が増加する可能性



中小企業における金利上昇対策

check!



短期プライムレートの引き上げは17年半ぶりとなるため、経営者の多くは初めて金利上昇による影響を体験することとなるでしょう。金利の上昇によって支払利息が増加すると企業の体力を消耗するため、本格的に金利が上昇するリスクに備えておくことがおすすめです。中小企業における金利上昇対策の主な例は次のとおりです。

借入金の削減

過剰な借入金の返済、資金繰り改善、遊休資産の売却など

固定利率への切り替え

場合によっては固定金利への変更、または固定金利の融資への借換

金融機関との交渉

借入の利率は交渉によって変わることがあるため、無理のない範囲内で金融機関と交渉

財務の改善

自社の財務を改善することで、より有利な条件で借入できる可能性

収益の改善

自社の収益性を改善することで支払利息の増加を吸収する(補助金活用など)



中小企業は今後一層の金利上昇に備え、**経営改善を進める必要がある**でしょう。自社の資金繰り改善のポイントを知りたい、金融機関からの評価を高める方法はなにかなど、**金利上昇から自社を守るための施策についてはぜひ一度ご相談ください!**



▲動画でも▲
ご視聴できます

仕事のスキルアップ・資格取得をめざす方へ 教育訓練給付金が拡充！

教育訓練給付制度は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として教育訓練の受講費用の一部が支給されるものです。このたび厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の受講を令和6年10月1日以降に開始する方について、教育訓練給付金の給付率を引き上げる改正を行いました。

メリット

企業イメージや社会的信頼性が高まり、競争力の強化が期待できます。また、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上にも繋がります。



教育訓練給付制度

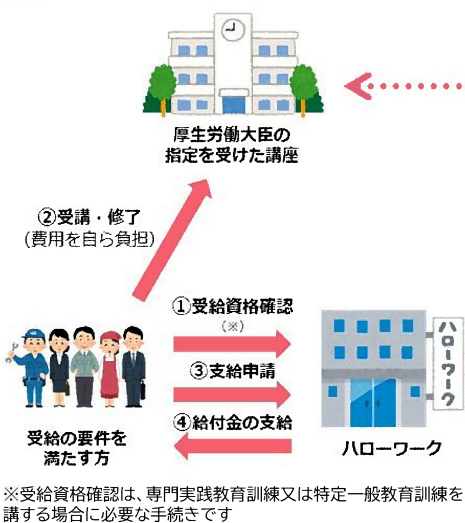
給付金の対象となる教育訓練は、そのレベル等に応じて、**専門実践教育訓練**、**特定一般教育訓練**、**一般教育訓練**の3種類があります。受給要件は厚生労働省HPをご確認ください。

給付支給額

check!

教育訓練給付制度の概要

1 教育訓練給付の支給を受けるまでの流れ



2 教育訓練給付の講座指定を受けるまでの流れ



※ 厚生労働省HP「教育訓練給付制度」より引用

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練
対象訓練	中長期的キャリア形成に資する教育訓練	再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練	雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練
令和6年9月30日以前に受講を開始する方	教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給。	教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給。	
令和6年10月1日以降に受講を開始する方	上記の資格取得・就職に加えて、 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給。 70% ▶ 最大80% (年間上限64万円)	上記に加えて、資格取得・就職した場合、教育訓練経費の10%(年間上限5万円)を追加で支給。 40% ▶ 最大50% (年間上限25万円)	教育訓練経費の20%(上限10万円)を訓練修了後に支給。

経済的負担を抑えながら**技術革新やビジネスモデルの変化に対応したりリスクリング**に取り組むことが可能になりますので、この機会にチャレンジされてみてはいかがでしょうか。



光廣税務会計事務所 (認定経営革新等支援機関)

株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲ご視聴できます